

第7回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 7 月 25 日 (金) 9:55 ~ 12:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、小林産業統計室長ほか 2 名)
事務局 (中田政策統括官、吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について

5 概 要

主な審議事項として、前回の部会に引き続き、産業分類格付け情報である調査票「4 事業所の事業の種類・業態」の(2)欄について、付加価値の代替指標として従事者数を用いた設計となっていたが、産業分類格付けの観点に加えて、調査実施者からの第 2 次試験調査の実施状況の報告等実査上の観点を踏まえ審議を行った結果、これまで事業所・企業統計調査において使用していた「収入額又は販売額」によって産業分類格付けを行うよう修正した上で、調査を実施することが了承された。

その後、答申案について審議を行い、部会長預かりとなった一部を除き、了承された。委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

調査票「4 事業所の事業の種類・業態」の(2)欄の設計について

産業分類格付けの観点について事務局からこれまでの審議に係る整理報告があり、実査上の観点について調査実施者から、7月に実施された経済センサス - 基礎調査第 2 次試験調査の実施状況について報告があり、案 1 (従事者数) 案 2 (収入額又は販売額) 及び案 3 ((1)欄を踏まえた従事者数) の適否について審議を行った。

- 今回の試験調査においては、複数の事業を行っていない規模の小さい事業所が調査客体の多数を占めており、特段従事者数では記入しづらいという声は聞いていないが、規模が大きい事業所においては、従事者数で主な事業を判断するのは難しいのではないか。
- 案 2 (収入額又は販売額) によるこれまでの調査実施時に、客体から書きにくいとの指摘もあったのか。
⇒ 平成 18 年事業所・企業統計調査や第 1 次試験調査では、そういったデータは特段聞いていない。
- 従事者数では混乱を招くというのは当然の意見ではないか。例えば、研究開発と生産では違うのではないか (一般に研究開発には人手がかかり、実際の生産は機械化されている。)。また、季節によって生産する製品が変わってくる事業所においては、記入が難しいのではない

か、外注先の企業の派遣職員が自社構内事業所で働いている場合においては判断が混乱することも考えられ、案2（収入額又は販売額）がよいと思う。

- 調査客体においては、付加価値を従事者数で把握することの理解が難しいので、案2（収入額又は販売額）でも問題を含んでいるものの、案1（従事者数）よりは実態に近い情報が把握できると考える。
- 労働分配率を考えると、従事者数による把握もそれなりに整合性を持っているが、労働の質が一定でない場合、どのように判断すべきか検討が必要ではないか。
- 収入額を用いると適切な分類ができないと指摘されている製造業と卸売業については、調査票の4（4）欄（事業の業態）を適切に設計することによって対応可能であろう。

答申案について

答申案については、項目ごとに審議を進め、一部の項目について、事実関係や文章表現などについて意見等が出され、部会長と事務局において調整することとされたが、内容についてはおおむね了承された。

[諮問：経済構造統計の指定について]

経済センサスは、これまでにない調査の新設であり、政府が一体となって進める事業でもあるので、その趣旨を表現した内容とすべきではないか。

[諮問：経済センサス - 基礎調査の計画の承認]

調査事項について

- 調査票「4 事業所の事業の種類・業態」欄における産業分類格付け情報については、（2）を大分類、（3）を中分類以下としているが、必ずしもそのとおりではないので、文章表現上の整理が必要。

調査方法について

- 本社等一括調査については、「おおむね妥当」との評価であるが、本社において支所等の分も含め調査票に記入依頼するため、結果精度の確保の観点から、広報による調査客体への事業所の定義の周知を図ることを求める内容であるが、これは当初から計画しているので、文章表現上の整理が必要。

[諮問：平成21年に実施される事業所・企業統計調査の中止]

経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業統計調査が果たしてきた機能と役割を発展的に引き継ぐことから、特段の意見もなく了承された。

[諮問：平成21年商業統計調査の実施時期の変更]

商業統計調査（簡易調査）の結果を用いて作成している加工統計への影響は小さいと審議において確認されたことなどから、特段の意見もなく了承された。

6 今後の予定

上記意見を踏まえ答申案の修正を行い、その修正内容については部会長に一任することで部会において了承され、8月20日（水）開催の統計委員会に諮ることとされた。

平成21年経済センサス 基礎調査における「事業所の事業の種類・業態」欄の様式について

案1 今回の計画案による調査票様式(第2次試験調査と同じ)

(「改定日本標準産業分類の適用に関する研究会」において了解されたもの)

- ・第2次試験調査における調査員や調査客体からの意見等により、調査客体の混乱を招かないか、記入しやすい調査方法となっているかの検証を行う予定

(2) 主な事業の内容 (この事業所で行っている事業のうち <u>年間を通じて従事している人数が最も多い事業について</u> その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生產品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生產品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	

案2 「従事している人数」を「収入額又は販売額」に戻した調査票様式

- ・平成18年事業所・企業統計調査と同じ調査方法であり、これまで調査客体などから書きにくいなどの意見はなかった

(2) 主な事業の内容 (この事業所で行っている事業のうち <u>過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について</u> その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生產品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生產品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	

案3 大分類を決める際に、(1)欄の記入の中から従事者数最大の事業を選択してもらう方式

- ・(1)欄のマークが正しく選択されなかった場合、それに引きずられて誤った分類に格付けされる可能性がある

(2) 主な事業の内容 (上記(1)でマークした事業のうち 年間を通じて <u>従事している人数が最も多い事業について</u> その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生產品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生產品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	